

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領

(米百俵プレイス (仮称) 人づくり・学び・交流エリアまちなか図書館機能開設準備支援業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、本市の職員等で組織する選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、中心市街地整備室が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者の中から、最も優秀と認められる事業者1者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は特定しないこととする。
- (2) 提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (3) 各委員の評価点を平均して算出したもの(少数第2位を四捨五入)を参加者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。評価点が同点となった場合は、各委員による選考投票で過半数を占めた参加者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- (4) 提出された提案書が1件であった場合については、プレゼンテーション及びヒアリングをした後、選考委員会において、審査、評価の上、協議し、適切と認めるときは、優秀な提案者として選考する。
- (5) プレゼンテーションの実施及び実施方法等については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や緊急事態宣言の影響を考慮し、決定及び通知する。

4 選考評価基準

評価項目	評価基準	配点
業務実施体制に対する評価	業務履行に十分な体制であるか	10
提案書の内容	<p>【提案テーマ①】 サービス計画の考え 方及びまちなか図書館 のサービスの提案</p> <p>人づくり・学び・交流エリアが目指すコンセプトやまちなかの特性及び「まちなか図書館(機能)基本計画」に沿った考え方になっているか。具体的な利用者像が明確になっているか</p> <p>人づくり・学び・交流エリアに導入する各機能とまちなか図書館機能が連携することでそれぞれの機能が最大の効果を発揮するために、まちなか図書館が実施すべきサービスが提案されているか</p>	30
	<p>【提案テーマ②】 魅力的な配架方法の 企画提案(具体的なイ メージ)</p> <p>人づくり・学び・交流エリアが目指すコンセプトやまちなかの特性及び「まちなか図書館(機能)基本計画」に沿った考え方になっているか。具体的な利用者像が明確になっているか</p> <p>利用者が本を手に取りたくなったり、継続して来館したくなったりする動機付けとなる特色ある魅力的な工夫、アイデアがあるか</p>	30
	<p>【提案テーマ③】 10年先を見据えた 図書施設のありかた</p> <p>市民から気軽に繰り返し利用される、地域に愛される持続可能な運営や居心地のいい空間づくりに係る工夫、アイデアがあるか</p> <p>まちなかから全市への新たなイノベーション、新たなにぎわいの波及効果を高める企画、提案となっているか</p>	30
表現力	<p>提案書及びプレゼンテーションのまとめ方が明快で的確であるか</p> <p>質問に対する応答が明快で的確であるか</p>	10
費用見積り	予定金額を超えている場合は特定しない	数値化しない
評価得点の合計		110